欧州における規制料金解除の状況 および料金比較サイトの認証

電力中央研究所 社会経済研究所

主任研究員 澤部 まどか

内閣府消費者委員会 公共料金等専門調査会 (第43回)

2018年3月14日

IC 電力中央研究所

© CRIEPI

R電力中央研究所

はじめに

- ◆わが国の経過措置の背景と目的
 - ▶電力システム改革の議論において、大口の競争が一部の地域では進展していないことから、全面自由化後も、実質的に既存事業者1社が小売事業を行い、不当な料金値上げが生じないか懸念が残る。
 - ▶このため、実際に競争が進展していることを確認するまでは、規制で認可された料金を残す経過措置期間が設けられている。
 - ■競争状態が確認されれば、規制料金は不要となり、廃止される。
- ◆経過措置の解除を判断する競争評価
 - ▶欧州ではどのような項目で競争状況を評価するのか?
- ◆家庭用需要家が利用する料金比較サイトの信頼性の確保
 - ▶欧州における電気事業の料金比較サイトのガイドラインでは、どのような点が重視されているか?
- ◆本報告では、欧州委員会のレポートおよび主要国の事例を紹介。

欧州における規制料金解除の状況

© CRIEPI

R電力中央研究所

欧州各国における規制料金の現状

表 規制料金存廃の現状(2015年以降の状況)

	家庭用非家庭用		囲	
国	電気	ガス	電気	ガス
オーストリア	×	×	×	×
ベルギー	×	×	×	×
ブルガリア	Δ	Δ	Δ	Δ
クロアチア	•	•	•	×
キプロス	Δ	ガス使用	Δ	ガス使用
チェコ	×	×	×	×
デンマーク	•	•	•	•
エストニア	×	×	×	×
フィンランド	×	×	×	×
フランス	•	•	●→×	●→×
ドイツ	×	×	×	×
ギリシャ	×	Δ	×	Δ
ハンガリー	•	•	•	•
アイルランド	×	×	×	×
イタリア	×	×	×	×
ラトビア	×	•	×	•
リトアニア	•	•	•	×
ルクセンブルク	×	×	×	×
マルタ	Δ	ガス不使用	Δ	ガス不使用
オランダ	×	×	×	×
ポーランド	•	•		•
ポルトガル	•	•	•	•
ルーマニア	•	•	•	●→×
スロバキア	•	•	•	•
スロベニア	×	×	×	×
スペイン	•	•	•	×
スウェーデン	×	×	×	×
イギリス	×→時限規制	×→時限規制	×	×
ノルウェー	×	×	×	×

◆フランス

▶ 2015年12月にNOME法(2010年12月成立) によって、産業用需要家の料金規制を解除する方 針が規定されており、予定どおり実施。

◆ルーマニア

> 2015年1月に、ガス事業の非家庭用部門の規制 料金が解除。

◆イギリス (後述)

- ▶ 前払い式の需要家を対象とするプライスキャップ規制
 - 家庭用需要のうち100万世帯(約18%)を対象。 (2017年4月から導入。2020年までの予定。)
- ▶ 一般向けの変動料金のプライスキャップ規制。
 - 家庭用需要家のうち1800万世帯(約67%)を対象。

(2019年春から導入予定。2020年もしくは2023年までの予定。)

注)●:規制料金あり、×:規制料金なし、△:自由化しておらず料金規制があっ

参考)ACER(2016)、Ofgem(2018)、後藤(2015)を参照し、 2015年時点からのアップデートを電力中央研究所にて作成。

欧州各国における規制料金の現状

◆規制料金の種類

- ▶プライスキャップ規制 デンマーク、リトアニア、スロバキア、イギリス (4か国)
- ▶政策料金(社会保障の観点から設定)
 ブルガリア、フランス、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、スペイン(6か国)
- ◆欧州委員会の規制料金に対する考え
 - ▶欧州委員会は、規制料金が低く設定されている国があり、全面自由化した市場において、新規参入を阻む要因になっていると指摘している(ACER(2016))。

© CRIEPI

R電力中央研究所

欧州各国における 規制料金の撤廃と競争進展の評価

競争状況の評価	国の例
競争進展を確認した上で、 規制撤廃を決定	イギリス アイルランド
新規参入や顧客の流動性といった点でイギリス等と 比べると必ずしも競争が進展しているとはいえない 状況であったが、規制料金を撤廃	ドイツ デンマーク
(自由化と同時のため) 競争状況を確認していない	オランダ オーストリア エストニア
	競争進展を確認した上で、 規制撤廃を決定 新規参入や顧客の流動性といった点でイギリス等と 比べると必ずしも競争が進展しているとはいえない 状況であったが、規制料金を撤廃

競争の進展を待たずに、 規制料金を撤廃する国も少なくない

(参考)電気新聞ゼミナールNo.111、「小売全面自由化後の規制料金の撤廃に向けて留意すべきことは何か?」、2016年6月27日

欧州委員会の競争評価の指標

指標	指標の詳細
市場集中度	HHI(市場シェアの二乗和)
参入障壁	卸電力市場等にアクセスするのに要する時間とコスト、DSOにバンドルされた需要家の割合、規制料金で供給を受ける需要家の割合、顧客データと配電/小売事業者との契約の共通標準に関する指標、時間帯別の計量可能なスマートメータ、時間帯別料金の利用可能性
卸価格と小売料金	卸電力価格と小売電気料金との相関関係、卸電力価格と小売電気料金との間のマークアップ
料金選択肢の多様性	料金と支払方法の多様性、付加価値サービス(デマンドレスポンスにつながるもの)、明示的なデマンドレスポンスオファー、オンラインオファー、エネルギー源を保証する契約
認知度と信頼	小売事業者変更可能であることの認知率、配電事業者の役割の認知率(物理的な供給責任、検針など)、エネルギー市場への信頼度
支援ツールの 利用可能性	料金比較サイトヘアクセス可能な需要家の割合、使用量実績データへのオンラインでアクセス可能な需要家の割合、標準化された小売事業者変更プロセスヘアクセス可能な需要家の割合とその変更に要する期間
需要家の関与	小売事業者変更率、受動的需要家の割合(契約変更も変更の検討もしない)、プロシューマの割合 (分散型電源の利用など)
需要家保護	請求通知から不払い顧客への供給停止までの時間、不払いに伴う供給停止の件数、広告や請求における 主要情報の最低限の標準の利用率

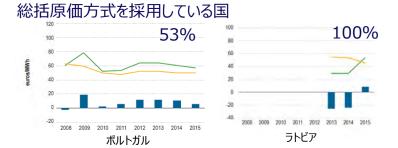
◆ スマートメータの導入が進展していることから、スマートメータを利用した需要家の価格弾力性 や、それに関連するサービスの提供の進捗が競争評価で重視される傾向にある。

参考)後藤(2015)、CEER(2015)を参照し、作成。欧州で重視されている指標の詳細については後藤(2015)を参照されたい。

© CRIEPI

IC 電力中央研究所

規制料金が残る国における料金水準と規制料金を選択する需要家割合(1)



- ◆ ラトビアとリトアニアにおいては、 規制料金が卸価格を下回る水 準に設定されており、自由料金 への変更が進んでいないと考え られる。
 - ▶ ラトビアについては、実際には、総括原価方式であるとされているが、卸価格 (原価)を下回る水準で料金が設定されている。

プライスキャップ規制を採用している国

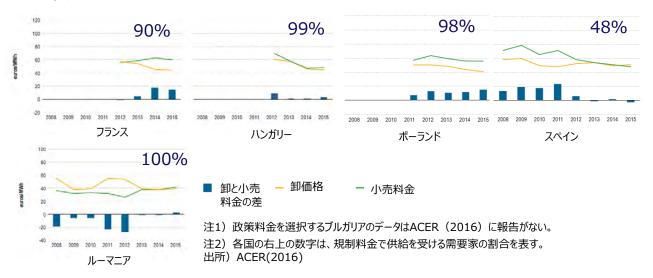


出所)ACER(2016) 注1)総括原価方式を採用するクロアチア、キプロス、マルタのデータはACER(2016)に報告がない。

注2) 各国の右上の数字は、規制料金で供給 を受ける需要家の割合を表す。

規制料金が残る国における料金水準と規制料金を選択する需要家割合(2)

政策料金を採用している国



◆政策料金を適用してきた国は、規制料金が卸価格を下回る水準に設定されている傾向があり、自由料金への移行が遅れてい



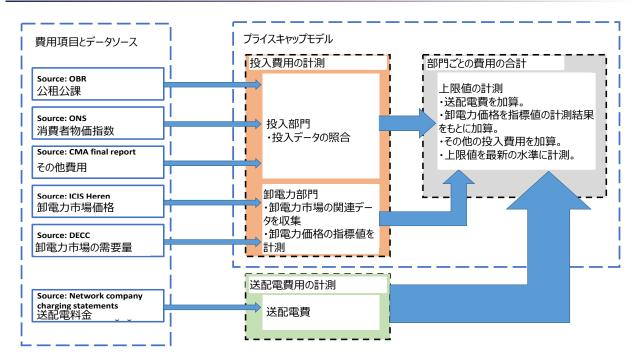
IC 電力中央研究所

イギリスのプライスキャップ再規制の背景

- ◆前払い式の需要家に対するプライスキャップ規制("セーフガードタリフキャップ")
 - ▶ 2016年の英国競争政策当局(Competition and Markets Authority、 CMA)の競争環境に関する報告において、前払い式のメータを利用する需要家の供給者選択が進んでおらず、高い料金を支払っていることが問題視された。
 - ■そこで、規制当局であるOfgemは今後、スマートメータの設置を進め、これらの需要家がより安い料金メニューを選択することができるようにインフラ整備を図る方針を示した。
 - ■スマートメータの配備の目途を2020年までとし、それまでの間、前払い式のメータを利用する 需要家の料金に上限値を設定することとした。
 - 平均的な前払い式需要家の電気料金は、再規制することで、年間で約75ポンド(約11,000円)の削減になる見通し。
- ◆一般向けの変動料金のプライスキャップ規制("デフォルトタリフキャップ")
 - ▶ 与党保守党の選挙公約の法制化
 - ▶ 2020年に再規制が支払い料金に与えた効果や競争に与えた影響等をレビューし、 最長で2023年まで実施する予定。
 - ▶ キャップの設定方法については2018年5~6月を目途に公示される予定。

出所) Ofgem(2016), Ofgem(2018a)

前払い式メータ用のプライスキャップの計算(イメージ)



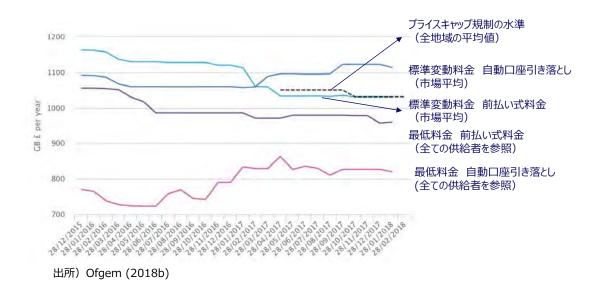
注)"デフォルトタリフキャップ"の料金規制は、これとは異なる基準で設定される予定。 出所)Ofgem(2017c)

CRIEPI

11

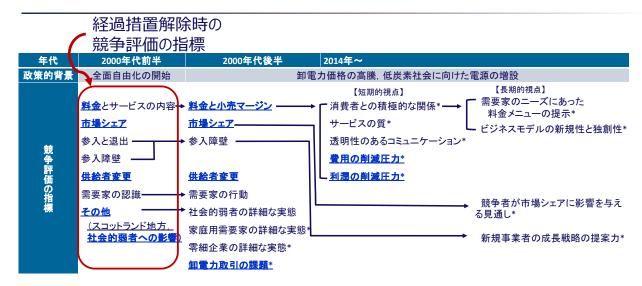
II電力中央研究所

支払い方法別の料金の推移



◆再規制の対象となった前払い式料金の市場価格は、規制水準を下回る水準で推移している。

イギリスの競争評価の指標の変遷



- 注)<u>青字</u>で示した指標は、定量的な指標を表す。*印は、新規に設けられた指標を表す。 矢印は、過去の指標を引き継いでいることを表す。
 - ◆ 燃料費の高騰、気候変動への対応、およびエネルギーセキュリティの確保など、 電気料金の上昇が免れない中で、競争評価の視点は定量的な指標から定 性的な内容に変化しつつある。

© CRIEPI 2014 13

12 電力中央研究所

2016年以降のイギリスの競争評価の指標

指標	指標の詳細
需要家特性	電力とガス料金の家計に占める支出状況、需要の価格弾力性、供給者選択で重視する項目(価格/サービス/支払い方法等)
供給者特性	電源の調達リスク、環境問題への対応や各種サービスに要する費用、小 売料金の構造
需要家の行動	選択肢の認知度、選択している料金メニュー、供給者変更の状況、契約期間、電気・ガスのセット購入
市場シェア	域内・域外の相互参入状況
価格	提供している料金メニューの内容、料金の推移、料金収入、卸の価格の 小売価格への転嫁状況の推移、小売りの利益率、需要家が選択せず に実現していない料金削減の割合
メータの普及状況	スマートメータの設置割合

◆ 需要家行動やスマートメータの普及状況に関する項目が重視されている。

参考) CMA(2016)、澤部(2013)を参照し、作成

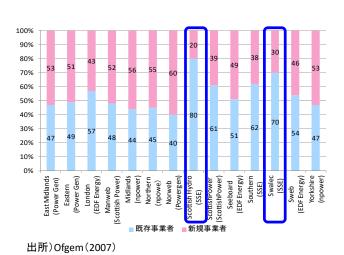
イギリスにおける経過措置解除時の懸念事項

- ◆英国においても、経過措置の解除にあたり、一部の需要家層で 競争があまり進展していないのではないかという懸念があった。
 - ▶スコットランド地方
 - ▶前払い式メータの利用者
- ◆2002年当時のOfgemの見解
 - ▶料金規制を残す地域があると、これらの地域の需要家を対象とした新規参入のインセンティブを削いでしまうため、英国全体で競争を促すためには、全域で自由化することが重要。
 - ▶前払い式メータの利用者については、経過措置期間中は、料金低下や需要の価格弾力性が高い状況が確認され、料金規制の廃止を決定。
 - ■その後、料金の複雑化や市場の寡占化が進み、低所得者層が競争の便益を 十分に享受していない状況が確認され、2017年に再規制される(後述)。

© CRIEPI

IC 電力中央研究所

イギリスにおける既存事業者の地域ごとの市場シェア





出所) Energywatch (現在はWich) ウェブページ

◆ SSEは、市場シェアが他の大手電力会社の中でも高いものの、 苦情件数が少なく、需要家の便益が確保されているとOfgem によって認識されてきた。 15

イギリスの規制料金に関する小括

- ◆イギリスにおいて、規制料金を解除する際に主に懸念された2つの項目のうち、前払い式メータの利用者における問題が顕在化した。
 - ▶今後、スマートメータの配備が完了するまでの間の時限措置として規制料金が適用されることになった。
- ◆また、イギリスにおいて規制料金の解除時のもう1つの懸念事項であったスコットランド地方の問題は、その後顕在化していない。
- ◆20年以上前に全面自由化したが、**需要家の行動に関連する項目の評 価が低く、**市場支配力が行使されやすい市場の状態であるとされている。
 - ▶3分の1の需要家が供給者変更を検討したことがない。
 - ▶3分の1の需要家が5年以上標準メニューを選択している。
 - ▶料金メニューを変更することで、削減できる電気料金の割合が大きい。

CRIEPI

17

IC 電力中央研究所

アイルランドにおける規制料金撤廃基準

- ◆アクティブな小売事業者が3社
- ◆独立系2社が、それぞれ少なくとも10%の市場シェアを持つ
- ◆既存事業者の市場シェアが法人市場で50%以下、家庭用市場で60%以下
- ◆家庭用市場における追加基準
 - ▶家庭用需要家:小売事業者変更率10%超
 - > 既存事業者の小売部門のブランド変更

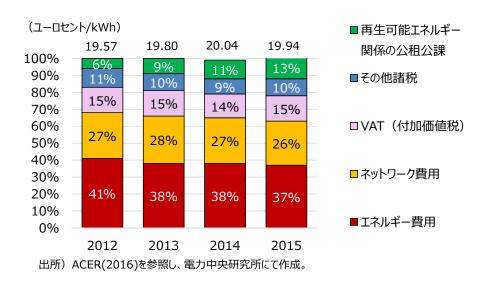
参考資料

電気料金の推移

© CRIEPI

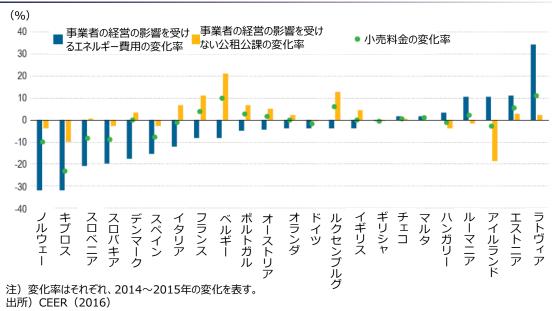
II電力中央研究所

欧州の料金構成の変化



- ◆卸電力市場の価格下落によって、エネルギー費用が減少している。
- ◆その一方で、再生可能エネルギー関係の公租公課が増加し、エネルギー費用の減少を相殺している。

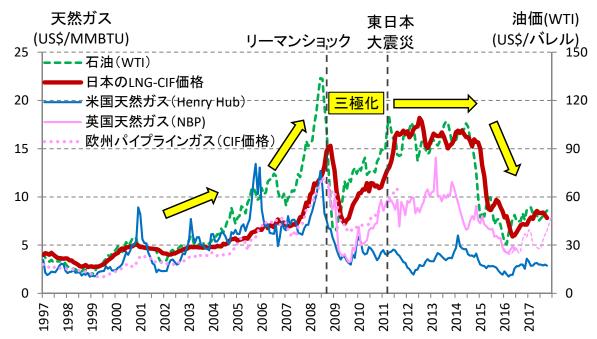
欧州各国の電気料金の変化率とその要因



- ◆小売料金の上昇した国の上昇要因をみると、フランス、ベルギー、ポルトガル、オーストリア、ルクセンブルグにおいて、公租公課の上昇が主な要因となっている。
 - ▶ 東欧諸国(ルーマニア、エストニア、ラトヴィア)においては、エネルギー費用が小売料金の主な上昇要因となっている。
- C CRIEPI

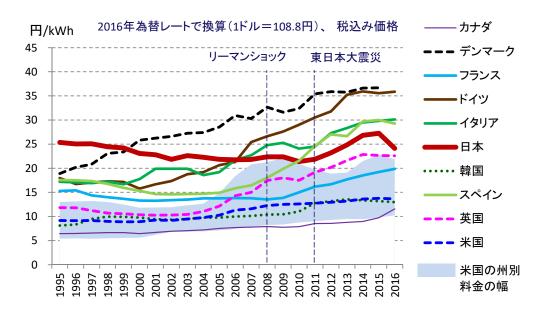
IC 電力中央研究所

燃料価格の推移



出典:財務省貿易統等の資料を基に電力中央研究所にて作成

家庭用電気料金の国際比較



- 注1) 米国については、州ごとの料金格差が大きいため、EIAデータを基に、割高な州の代表としてコネチカット州、割安な州の代表としてワシントン州をとり、その幅を水色で示している。
- 注2) デンマークの2016年は欠損値。スペインの2015年の値は異常値であったため、算出根拠となっている Eurostatの値を基に推定。
- 出所)IEAデータ等を基に電力中央研究所にて作成

© CRIEPI

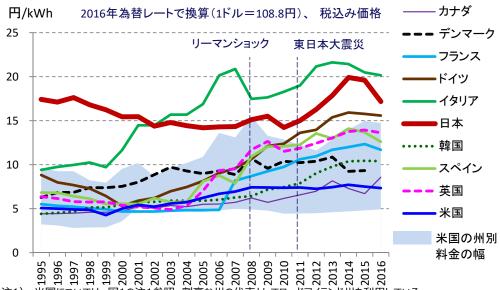
12 電力中央研究所

23

家庭用電気料金の国際比較の考察

- ◆国際エネルギー機関(IEA)のデータに基づき、わが国において電気事業制度改革が始まった1995年から、直近の2016年までの推移を示している。円換算に際しては、全ての年について2016年の各国の為替レートを利用している。
- ◆2016年時点の料金水準を比較すると、日本は概ね中位に位置している。傾向としては、**2010年まで下落傾向にあったが、東日本大震災が発生した2011年以降は上昇傾向に転じ、**震災以降2014年までは年率で平均5.3%上昇した。しかし近年は、油価下落によりLNG輸入価格が下がっており、その影響を受け、2015年には前年度比1.6%程度の上昇にとどまった。さらに**2016年は、前年度比11.5%下落**している。
- ◆一方で、デンマーク、ドイツ、イタリアでは2000年代初頭もしくはそれ以前から、英国やスペインでは2000年代中頃から、料金は上昇傾向にあることがわかる。この背景として、**火力発電比率の高い国における燃料価格の上昇の影響**や**公租公課の増加**などが指摘される。なお、近年の油価下落の影響は日本ほど大きくはない。
- ◆電気料金が低位安定しているカナダは、水力発電比率が高いことが、その主要因となっている。一方、 韓国においては、政策的に電気料金が安価に抑えられている点が指摘されている。
- ◆米国については、州ごとに電気料金の水準は大きく異なっている。図1に示したIEAデータの値は全米平均値であるが、参考として、米国のエネルギー情報局(EIA)のデータに基づいて、料金が割高な州の代表としてコネチカット州、割安な州の代表としてワシントン州をとり、その幅を水色で示している。
- ◆米国においても、化石燃料価格の上昇に伴い、料金が上昇している州が多くあり、その結果、割高な州については、2000年代中頃には日本と同程度の水準にまで至っていることがわかる。

産業用電気料金の国際比較



- 注1) 米国については、図1の注1参照。割高な州の代表としてロードアイランド州を利用している。
- 注2) デンマークの2016年は欠損値。
- 注3) フランスの料金が2007年に急激に上昇していることや、イタリアの料金が2008年に急激に低下しているのは、IEAが利用する各国のデータの出所が変わったことによる。

出所) IEAデータ等を基に電力中央研究所にて作成

© CRIEPI

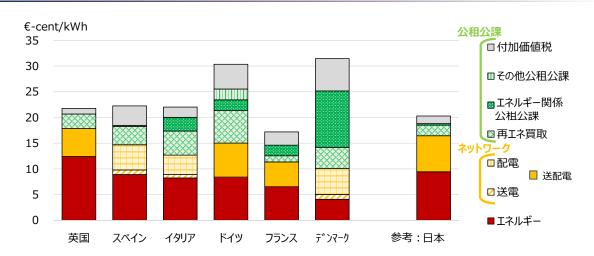
12 電力中央研究所

25

産業用電気料金の国際比較の考察

- ◆家庭用と同様に、産業用についても、日本は震災のあった2011年までは下降傾向にあったが、その後上昇に転じている。なお、震災後の料金上昇の年率は、家庭用よりも産業用の方が高いが(平均8.5%)、2015年は前年度比1.6%、2016年には前年度比12.4%の下落に転じている。これは、一般に、産業用の方が、かかる全費用に占める燃料費のシェアが大きいため、燃料価格の変化の影響を受けやすいことによる。
- ◆諸外国に目を向けると、イタリアの上昇率が大きいが、それ以外の国々についても、家庭用と同様、2000年以降におおむね上昇に転じている国が多い。
- ◆また、米国については、家庭用と同様に、割高な州において料金の上昇が見られており、震災前の一時期は日本と同程度の水準となっている。

家庭用電気料金の内訳



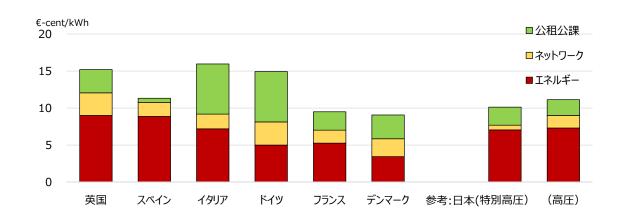
- 注1) 「エネルギー」部分は、料金から公租公課、ネットワーク費用を差し引いたもの。販売費などの要素も含む。
- 注2) 欧州は、ACER/CEERのp.13に基づく、電気の年間利用量が3,500kWhの家庭用モデル需要家の2015年の料金。
- 注3) 参考値の日本は、各電力会社10社の2017年の公表資料に基づく、家庭用のモデル需要家(契約電力30A、年間使用電力量3,500kWh)の料金の10社平均値。2016年為替(1€=120.62円)でユーロ換算。

出所) ACER/CEER等を基に電力中央研究所にて作成

© CRIEPI 27

II電力中央研究所

産業用電気料金の内訳



- 注1) 「エネルギー」部分は、料金から公租公課、ネットワーク費用を差し引いたもの。販売費などの要因も含む。
- 注2) 公租公課には、付加価値税や消費税は含まれない。
- 注3) 欧州は、Eurostatに基づく、年間利用量が500~2,000MWhの産業用モデル需要家の2015年の料金。
- 注4) 参考値の日本は、各電力会社10社の2017年の公表資料に基づく、特別高圧(契約電力0.2MW、年間使用電力量 1,600MWh)および高圧(契約電力0.5MW、年間使用電力量1,250MW h) のモデル需要家料金の10社平均値。2016年 為替(1€=120.62円)でユーロ換算。

出所)Eurostatデータを基に電力中央研究所にて作成

料金比較サイトに関するガイドライン

© CRIEPI

II 電力中央研究所

欧州委員会による価格比較サイトに関するガイドライン

- ◆欧州委員会(CEER)
 - ▶料金比較サイトに関するガイドラインを策定
 - "Guidelines of Good Practice on Comparison Tools in the new Energy Market Design"
- ◆各国の役割
 - ▶EU加盟国は、ガイドラインを遵守することが求められる。
 - ▶料金比較サイトの監視については、各国の規制当局もしくは公的機関が担うことが 求められている。
- ◆2017年の改定
 - ▶料金比較サイト上での検索結果においては、価格が安い順に表示することを明示。
 - ■自由化以降の需要家が選択した料金を調査すると、市場にはより安い料金メニューが存在するにもかかわらず、それを選択していない傾向がみられたため。
 - ▶スマートメータをはじめとするエネルギー市場における技術進歩への対応と活用
 - ■料金の比較においては、サイト利用者の需要量に関するデータが重要であり、今後、スマートメータの普及によって、正確な需要データを活用することが可能となるため。

欧州における料金比較サイトのガイドライン -2017年のアップデートー (1)

項目	内容
独立性	・比較サイト運営者の小売事業者からの独立性 ・比較サイトが消費者を保護し、かつ消費者の積極的な行動を促す役割があることを認識。 ・比較サイト市場および電力/ガスの小売市場の成熟度や競争状態を配慮した上で、国または公的機関が上記に関して役割を担うこと。 ・ (民間サービスがない場合) 規制当局等自らによる料金比較ツールの設立・運営
透明性	・運営方法、資金源、株式保有者の情報公開
網羅性	全ての料金メニューが比較可能であることが理想だが、網羅されていない可能性も明示すること。 顧客の選好に応じたフィルタリングも提供されるべき。
明快、わかりやすさ	・電気料金が最初の結果表示画面に明示されるべき。年間支払額、または、kWh単価。割引も含む。 ・料金メニューの特徴(固定料金か変動料金かなど)を最初の結果表示画面に明示し、視覚的な情報を使用すること。 ・追加情報の明示。顧客評価や比較サイト運営者が行うレーティングなどは、何に基づいているのかを明示すること。
正確性	・最新情報への更新、提示。 ・更新の遅れや誤りを防ぐために、比較サイト運営者は、これらを第三者が発見した際の報告 手続きを整備すること。

注)**太い青文字**で示した箇所は、2017年にCEERがアップデートした内容。 出所)CEER(2017)、CEER(2012)、後藤(2013)を参照し、電力中央研究所にて作成。

© CRIEPI 31

IC電力中央研究所

欧州における料金比較サイトのガイドライン -2017年のアップデートー (2)

項目	内容	
ユーザーフレンドリー	標準的な電力消費パターン、または、顧客の消費量の推計値に基づく、電気料金の提示。	
アクセスの容易性	 ・インターネット以外の情報提供チャンネル。 ・できる限り、比較サイト運営者は、新しい技術(スマートフォン、タブレット端末、新しい機器やアプリケーション)に対応していくこと。 ・身体障害者のウェブコンテンツへのアクセスを容易にするためのガイドラインの適合。 	
エンパワーメント	・比較サイト上で、消費者が選好する条件検索を示すこと。また、消費者が条件を指定しない場合は、価格を基準に順位表示すること。 ・サービス向上。例えば、電力価格の構成に関する情報提供など。 ・一貫した、標準的な用語、言語の使用	
将来的な発展	・比較サイトが技術(スマートメーター、電気自動車、新しい価格モデル、デマンドレスポンス、 プロシューマーやアグリゲーターなどの新しいビジネスモデル)に対応することによって、消費 者がエネルギー市場において主体的な存在になるよう支援すること。 ・比較サイト運営者がスマートメータの普及に適合し、消費者の需要パターンに関するデータ を活用し、より正確な料金比較を行うこと。	

注)**太い青文字**で示した箇所は、2017年にCEERがアップデートした内容。 出所)CEER(2017)、CEER(2012)、後藤(2013)を参照し、電力中央研究所にて作成。

イギリスにおける料金比較サイトの認証

◆認証主体

- ▶自由化当初、消費者団体(旧Consumer Focus)が認証を実施。
- ▶その後、電気料金の複雑化に伴い、エネルギー規制当局であるOfgemに認証権限が移管された。
- ◆ 認証を希望する料金比較サイト運営者のみが主体的に認証基準を適用。
 - ▶認証基準を満たしている料金比較サイトは認証マークをサイトに表示することができる。(現在は11のサイトが認証を受けている)

◆認証基準の変遷

- ▶2017年12月より、認証基準に「供給者変更手続きに関する情報の明確性」や「比較サイト上の料金メニューの網羅性の表示」等について基準が追加された。
 - ■2016年の英国競争政策当局(Competition and Markets Authority、CMA)の 競争環境に関する報告において、需要家の供給者選択行動や安い料金が選択されてい ない状況等が競争上の重要な課題であると指摘されたため、これらに対応する内容が認証 基準に追記された。

© CRIEPI

12 電力中央研究所

イギリスの料金比較サイトを認証する際の規定(1)



要件	概要
要件1 独立性と公平性	・比較サイト運営者は、どの電力会社やガス会社からも独立していること。 ・比較サイト上で、どの料金メニューも規制当局(Ofgem)が推薦するかのように表記してはならない。 ・比較サイトを利用する消費者が表示結果について特に指定をしない限り、料金が安い順に表示すること。 ・比較サイト上で契約変更手続きが可能な料金メニューとそうでない料金メニューを扱っている場合、消費者が少なくとも1回の検索で契約変更可能な料金メニューの一覧を見られるようにしなければならない。 ・比較サイト運営者は、小売事業者とのビジネスモデルについて表示すること。
要件2 料金メニューの比較	・比較サイト運営者は以下の料金メニューを提示する必要はない: 弱者用メニュー、小売事業者から削除依頼のあったメニュー、地域限定メニュー、特定の小売事業者と比較サイト運営者間限定メニュー ・比較サイト運営者は、あたかも全ての選択可能な料金メニューを表示しているかのような記載をしてはならない。 ・検索結果のページにおいて、表示していない料金メニューがあることを記載すること。
要件3 サイトの管理および運営	・比較サイト運営者が原則として料金比較サービス、関連するデータベース、および計算 システムを管理する。 ・ただし、計算システム等を第三者に委託する場合も想定される。その場合、第三者が Ofgemの認証マークを使用してはならない。

注)太い青文字で示した箇所は、2017年の比較サイトの認証に関する規定の改定において変更された部分。 参考)Ofgem (2017a) ,Ofgem(2017b)を参照し、電力中央研究所にて作成。

イギリスの料金比較サイトを認証する際の規定(2)



	概要
要件4 支払方法	・比較サイト運営者は、料金の支払方法について以下の情報を消費者に示すこと (現金/クレジット、月払/四半期自動振り込み、前払い式)。
要件5 結果と検索の条件設定	・比較サイト運営者は、消費者が条件検索をする際に、少なくとも10個の最も安い料金メニューをもとに検索できるようにすること。 ・比較サイト運営者は、契約変更手続きが同サイト上で可能な料金メニューの一覧を標準設定もしくは事前の設定で消費者が見られるようにしておくこと。 ・比較サイト運営者は、契約変更手続きが同サイト上で可能な料金メニューの一覧を消費者が見ていることを分かりやすく表示すること。 ・比較サイト運営者は、契約変更手続きが同サイト上で可能な料金メニューの一覧を表示しているページ上で、変更手続きが同サイト上で不可能な料金メニュー一覧を表示しているページ上で、変更手続きが同サイト上で不可能な料金メニュー一覧を消費者が見られるようにリンクを付けること。 ・比較サイト運営者は、契約変更手続きが同サイト上で可能な料金メニューの全体数を示すこと。
要件6 サービスの質と提供する情報	・比較サイト運営者は、小売事業者のサービスの質について消費者に対してレート付けをしてもよい。 ・比較サイト運営者のレート付けにおいては、証拠に基づいていること。 ・比較サイト運営者が独立機関(消費者団体やNPO等)の情報に基づく省エネサービスを紹介することができる。

注)太い青文字で示した箇所は、2017年の比較サイトの認証に関する規定の改定において変更された部分。 参考)Ofgem (2017a) ,Ofgem(2017b)を参照し、電力中央研究所にて作成。

© CRIEPI

IZ電力中央研究所

イギリスの料金比較サイトを認証する際の規定(3)



要件	概要
要件7 正確性と更新	・比較サイト運営者は情報更新日を示すこと。 ・比較サイト運営者は、消費者が最近の需要量について正確な数値を把握していない場合、推定値で料金比較を行うことができる。しかし、消費者に対して、実際の数値を入力することで、正確な比較ができることを示す。 ・比較サイト運営者は、新しい料金メニューについて、小売事業者(もしくは規制当局Ofgem)から契約内容や詳細情報が提示されてから2営業日以内に情報を更新すること。 ・比較サイト運営者は、新しい料金メニューが消費者にとって実際に選択可能になる6週間以上前に、それを料金比較の対象に加えてはならない。
要件8 監査とモニタリング	・比較サイト運営者は、1年ごとに行われる定期監査に協力すること。 ・比較サイト運営者は、規制当局が求める情報を提示すること。
要件9 苦情処理	・比較サイト運営者は、料金比較に関する消費者からの苦情に対応すること。 ・消費者からの苦情については、規制当局であるOfgemに2営業日以内に苦情 の内容を連絡し、7営業日以内に解決のための対応をすること。

参考) Ofgem (2017a) ,Ofgem(2017b)を参照し、電力中央研究所にて作成。

- ◆認証基準の厳格化が比較サイトの参入障壁になることにも配慮が必要。
 - ▶イギリスでは認証基準が厳格化されたが、比較サイトの普及が本格化した上で 採用されたものである。

認証されている料金比較サイトの例

-U Switch-



12 電力中央研究所

料金比較サイトのガイドラインに関する小括

- ◆欧州では、料金比較サイトのガイドライン策定においては、需要 家がより安い料金メニューの存在に気が付くことができるように配慮 することが求められている。
- ◆料金比較サイトの市場への新規参入を過度に阻まないように配慮する必要がある。
- ◆料金比較サイト上で利用する想定需要に関するデータについて、 今後のスマートメータの本格的な活用が期待される。
- ◆需要家側が発電もしくは蓄電することによる新たなエネルギー市 場のビジネスモデルとの調和が期待される。

参考文献

- ◆ ACER/CEER (2017) "Annual Report on the Results of Monitoring the Internal Electricity and Gas Markets in 2016 Electricity and Gas Retail Markets Volume-" October 2017, Agency for the Cooperation of Energy Regulators/Counsil of European Energy Regulators.
- ◆ CEER (2012). "Guidelines of Good Practice on Comparison", C12-CEM-54-03.
- ◆ CEER (2015). "Position paper on well-functioning retail energy markets",C15-SC-36-03, 14 October 2015.
- ◆ CEER (2017). "Guidelines of Good Practice on Comparison Tools in the new Energy Market Design", Updated Recommendations, C17-CEM-107-04.
- Eurostat Statistics "Energy Statistics- natural gas and electricity prices" Eurostat.
- ♦ IEA Statistics "Energy Prices and Taxes" International Energy Agency.
- ♦ IEA Statistics "World energy statistics" International Energy Agency.
- ♦ Ofgem (2016). "Implementing the Competition & Markets Authority (CMA) remedies".
- ♦ Ofgem (2017a). "Decision on the partial implementation of the CMA's Whole of Market remedy & consulting on new Code requirements", Decision & Consultation.
- Ofgem (2017b). "Publication of the Revised Ofgem Confidence Code December 2017".
- ◆ Ofgem (2017c). "Illustrative price cap", Prepayment price cap: 1 October 2017 to 31 March 2018.
- ◆ Ofgem (2018a). "Update on our plans for retail energy price cap".
- ◆ Ofgem (2018b). "Data Portal"、https://www.ofgem.gov.uk/data-portal/overview (2018年3月10日閲覧)
- ◆ U Switch ウェブページ、https://www.uswitch.com/gas-electricity/ (2018年3月9日閲覧)
- ◆ 財務省貿易統計「統計品別推移表」財務省.
- ◆ 後藤久典 (2013). 「欧州における家庭用電気料金メニューの多様化の現状と課題」, Y12028.
- ◆ 後藤久典 (2015). 「電力小売全面自由化後の規制料金の撤廃判断のあり方」, Y15019.
- ◆ 澤部まどか (2013).「英国における小売全面自由化後の競争評価と競争促進策の課題」, Y13005.
- ◆ 筒井美樹・澤部まどか (2018). 「電気料金の国際比較-2016年までのアップデート-」, 電力中央研究所 研究資料、Y17504.

CRIEPI